

2020年10月1日

お客さま各位

青梅信用金庫

契約終了後の融資契約書類等の取扱いについて

平素より青梅信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当金庫ではこれまで、返済終了後の金銭消費貸借契約証書につきまして、従来、お客さまへご返却しておりましたが、2021年1月以降の契約終了分より、融資契約書の代わりに「融資完済のお知らせ」を送付させていただき、融資契約書については、当金庫で5年間保管し、保管期間終了後に当金庫にて責任をもって廃棄させていただき取扱いに変更させていただきます。

今後もより一層のサービス向上を心掛けてまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜われますようお願い申し上げます。

また、ご不明な点等がございましたら、お取引店舗までお問い合わせ下さい。

以上